

## 平成29年度福島県動物愛護推進懇談会議事録

- 1 日時 平成30年2月8日（木）10時00分～12時00分
- 2 場所 ふくしま中町会館 4階特別会議室
- 3 出席者 【公益社団法人福島県獣医師会の代表】 浦山 良雄 委員  
【動物飼養管理者の代表】 中田 静夫 委員  
【福島県動物愛護ボランティア会の代表】 山崎 麻弥子 委員  
【学識経験者】 太田 禅 委員  
【公募による県民の代表】 佐藤 久美 委員

### 4 議事内容

#### 【開会】

（司会）

ただいまから平成29年度福島県動物愛護推進懇談会を開催いたします。懇談会の開催にあたり健康衛生総室次長 高野武彦より御挨拶を申し上げます。

#### 【あいさつ】

（健康衛生総室次長）

懇談会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から動物の愛護等適正飼育の普及啓発に格段の御理解と御協力いただきまして改めまして心より御礼申し上げます。

震災から7年という年月が経とうとしていますが、皆様方には、本県の被災ペット対策に多大なる御支援と御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。皆様方の御協力、御支援のおかげをもちまして、昨年4月1日には福島県動物愛護センターが開所し、まもなく一年になります。9月には公募で「ハピまるふくしま」という愛称もいただくことができました。

県といたしましては「ハピまるふくしま」を拠点として、動物愛護のさらなる推進を図ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。このような中、動物愛護の現状をみますと、引取り数は全国的には減ってきているところですが、昨年度は11万4千頭がまだ引取られており、そのうち80%が所有者不明となっております。

また殺処分についても、年々減少していますが、まだ5万6千頭の犬猫が殺処分されており、さらにこの数を減らすための対策が必要になっております。こういった状況を踏まえながら、本日は福島県動物愛護管理推進計画に定める様々な事業、実績、報告、今後の施策の方向について、さらには、福島市が4月1日から中核市に移行することに伴う福島県動物愛護管理推進計画の一部改正等について、事務局から御説明しながら、皆様方と意見交換してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。限られた時間ではござい

ますが、日頃の動物愛護管理行政の活性化につながりますようよろしく願いいたします。

#### 【委員紹介】

(司会)

ありがとうございました。まず懇談会に入る前に、本日お集まりいただいた委員の皆様を御紹介させていただきます。

浦山 良雄 委員でございます。

中田 静夫 委員でございます。

山崎 麻弥子 委員でございます。

佐藤 久美 委員でございます。

本日、出席予定の太田委員でございますが、都合により若干遅れますので御承知願います。以上5名でございますが、市町村代表の宍戸委員につきましては、本日は、所用により出席できません。よろしく願いいたします。

続きまして、本会設置要綱第5に基づき、座長を選出いたします。皆様、いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局一任。

(司会)

事務局一任の声がございましたので、事務局案を御提示させていただきます。浦山委員に座長をお願いしたいと思います。浦山委員、よろしく願いいたします。

(座長)

公益社団法人福島県獣医師会の浦山でございます。獣医師会会長を務めております。それでは、座長を務めさせていただきます。御協力よろしく願いいたします。本日の懇談会では3題ほどございます。「福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」、それから「福島県動物愛護管理推進計画について」、そして、「その他」について懇談を進めたいと思います。それでは早速議事に入りたいと思います。まず、議題1の「(1) 福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」を事務局より説明していただきたいと思います。

#### 【議事】

(事務局)

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。(次第、出席者名簿、配席表、資料1、資料2、資料3、福島県動物愛護推進計画)

それでは説明に入ります。まず、資料の1、資料の2について説明いたします。資料の1は昨年度の業務の実績をまとめたものになります。資料の2は今年度12月末までの実績を取りまとめたものになります。

最初に「平成28年度の飼い犬等のしつけ方教室」、それから「平成29年度の間接報告」に入ります。事業の目的としては、犬の飼い主に犬のしつけの方法や飼養管理に関する知

識を習得していただいて、人と動物の共生の推進を図るということを目的としています。平成28年度はまだ動物愛護センターが設立しておりませんでしたので、県内の各保健福祉事務所、中核市の保健所において、飼い犬等のしつけ方教室、猫の飼い方の講習会も実施しています。こちらは基準値として講習会の開催回数の56回を設定しており、平成28年度の実績は61回となっています。成果の指標としましては、受講者数が656名を基準としており、平成28年度の実績は511名となっています。29年度の間の実績はどうかと申しますと、資料2の最初のページをご覧ください。活動指標の開催の回数は42回、成果の指標は参加人数288名となっています。猫の飼い方の講習会ですが、資料1の事業の実施状況の欄の一番下にその実績を示しています。資料2では、開催状況の欄のところに今年度の間の実績を示しています。この飼い犬等のしつけ方教室につきましては、目標を設定して実施している事業ではございませんので、昨年度の実績については評価の欄に記載してございません。

続きまして、平成29年度の施策の方向ですが、この事業は県としましては、今後も積極的に取り組むことで、犬や猫の飼い主に対して適正な飼養管理の普及啓発を進め、人と動物が共生して暮らしていける社会の実現を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。説明が遅れましたが、資料2のそれぞれのページの下にグラフを設けています。

しつけ方教室の開催回数も受講者数も変動はございますが、例年様々な方に御参加いただいて、事業の実績を積んでいるところです。以上でこの事業についての説明を終わります。

続きまして、資料1の中段に記載している「動物愛護管理強化対策事業」、資料2の6ページに中間の実績を示しています。この事業につきましては、動物愛護推進計画の中に成果目標を設定していますので、その評価について記載しています。

指標としまして、活動指標を3つあげています。

まず1つ目は、狂犬病予防の注射の実施率、2つ目が犬の捕獲の頭数、3つ目が犬の苦情処理件数ということで設定しています。平成18年度を基準として、1つ目の指標は75%以上の実施率を目指しています。平成28年度の実績は75.2%、これは福島県内すべてのものになります。

中間目標、最終目標は100%を設定しています。狂犬病予防注射につきましては狂犬病予防法に基づいて定められており、飼い主に接種の義務が課されています。目標としては完全実施の100%を設定しています。

2番目の指標ですが、犬の捕獲の頭数、福島県では狂犬病予防法、犬による危害の防止に関する条例に基づいて放置犬等の捕獲抑留業務を行っています。平成18年度は2,229頭の捕獲抑留の実績がありました。平成28年度の実績は714頭、中間目標は850頭以下、最終目標は550頭以下で設定しています。

3番目の犬の苦情処理件数につきましては、基準値が3,521件です。28年度の実績は1,263件、中間目標としましては1,500件以下、最終目標は1,000件以下を設定

しています。

平成28年度の実績につきましては、狂犬病予防注射実施率は中間目標を下回る結果となりました。犬の捕獲抑留の頭数、犬の苦情処理件数につきましては、中間目標を達成できている現状です。

続きまして、資料2の平成29年度の中間実績ですが、指標欄のちょうど真ん中の29年度12月末の中間実績は、現在のところ注射の実施率は72.8%、犬の捕獲抑留の頭数は457頭、犬の苦情処理件数は929件となっています。

今後の施策の方向ですが、狂犬病予防業務の一部を市町村に担っていただいていますので、市町村との連携を深めながら様々な手段を通じて飼い主の方に、狂犬病予防、犬による危害の防止の実施について普及啓発活動を実施していくこととなります。

年度毎の変化につきましては指標をグラフで示しています。

続きまして、犬及び猫の引取り事業についてですが、犬の引取り数が944頭、猫の引取り数が4,031匹です。平成28年度の実績は、犬の引取り数が244頭、猫の引取り数が3,054匹となっています。評価ですが、平成30年度の中間目標と比べて、犬の引取り数は達成できていますが、猫の引取り数については中間目標を達成できていない現状でございます。

資料2の7ページをご覧ください。今年度12月末の中間実績について、犬の引取り数が200頭、猫の引取り数が2,736匹です。今後も市町村や関係団体と連携し、飼い主への終生飼養の徹底と繁殖制限の必要性について啓発するとともに、引取りを依頼する飼い主に対しては直接説明を行い、終生飼養の徹底に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料1の2ページ、資料2の8ページをご覧ください。

県及び中核市では、捕獲抑留した犬、飼い主から引取った犬、あるいは所有者不明として保護した動物に生存の機会を与えるために新しい飼い主への譲渡事業を行っています。

犬及び猫の譲渡事業の基準値は、犬の譲渡数が179頭、猫の譲渡数が17匹でした。やむを得ず殺処分となった犬の処分数が474頭、猫の処分数が3,063匹でした。平成28年度実績は、犬の譲渡数が303頭、猫の譲渡数が559匹でした。どちらも基準値と比べますと譲渡頭匹数ともいづいぶん増えている状況にあります。成果目標として設定している犬や猫の殺処分数は、平成28年度の犬の処分数は231頭で、平成30年度の中間目標は達成していますが、猫の処分数は2,488匹と中間目標の2,000匹以下には到達していない状況です。

資料2の平成29年度の中間実績をみますと、犬の譲渡数は現在254頭、猫の譲渡数は375匹と、現在のところ平成28年度の実績を下回る状況にあります。犬の殺処分数は111頭、猫の殺処分数は2,334匹で、犬の処分数はかなり減少していますが、猫の殺処分数については、昨年度の実績と同等かこれを上回る結果に今年度はなるかもしれません。今後も譲渡会の回数を増やす、あるいは譲渡事業について住民の方々に周知をしながら、殺処分数の減少に向けて努力する方向で事業を行ってまいります。

続きまして、動物愛護ボランティア養成講習会事業についてですが、こちらの事業は動物の愛護と適正飼養の普及啓発をするボランティアを養成して、人と動物の共生する社会の推進を図ることを目的にしています。活動指標としては、講習会の開催回数、成果指標としては受講者数を設定しています。平成28年度の実績は開催回数が3回、受講者数は14名でした。こちらの事業につきましては、施策の目標設定をしておりませんので評価はありません。29年度の実績につきましては資料2の9ページをご覧ください。平成29年12月末時点での実績は0回0名となっております。当該養成講習会は例年1月以降にそれぞれの公所で実施していますので実績としてはあがっておりませんが、今年度も昨年度と同様に実施する予定です。

続きまして、資料2の動物愛護ボランティア登録事業について説明いたします。資料1の9ページの下段の事業になります。資料2は10ページになります。郡山市、いわき市は当該事業を実施されていませんので、福島県単独の事業となっております。平成28年度の実績は329名です。30年度に設定している中間目標は400名、現状30年度の中間目標を達成できていない状態です。

平成29年度12月末の中間実績は、開催の回数及び登録者数はそれぞれ0、0と記載していますが、こちらも先ほどの事業と関連しており、今年度養成講習会をまだ実施しておりませんので、中間実績につきましては数値をあげておりません。

続きまして、小学校への獣医師派遣事業についてお話しいたします。こちらの事業は、小学校に県の獣医師を派遣して、動物の愛護について学習する機会を設ける事業となっております。平成18年度の基準値である実施の回数は56回、受講者数は2,571名でした。平成28年度の実績は、開催回数59回、受講者数は2,229名でした。こちらの事業も中核市の郡山市、いわき市では実施がございませんので、福島県単独の事業となっております。平成29年12月末の中間実績としましては、開催回数が57回、成果指標としましては2,158名です。今後も動物愛護教育の一環として、小学校との調整を行いながらこの事業を続けていくこととしています。

続きまして、動物取扱業者に対する監視指導です。業として動物を取扱っている業者に対して、監視指導を実施することで、動物の健康と安全の保持を図っています。平成28年度の実績としましては、監視率77%でした。代表指標としましては、動物取扱業の施設における違反の件数を設定しています。平成28年度の実績としましては、違反がございませんでした。29年度の実績をみますと、現在のところ0件で違反はございません。評価ですが、29年度につきましては違反がなかったので中間目標を達成しています。施策の方向ですが、今後も動物取扱業者への立入検査を実施して、動物の適正な飼養管理が徹底されるよう事業を進めてまいります。

続きまして、特定動物の飼養者に対する監視指導の事業です。事業の目的は、特定動物飼養施設への監視指導を実施することで、人やその財産等に対しての危害が発生しないようにするものです。こちらも、先ほどの動物取扱業に対する監視指導と同じように、監視

率、特定動物飼養施設における違反の件数を指標としています。このうち、違反件数につきましては、施策の数値目標として設定しています。平成28年度の実績は151.2%で、全ての施設に1回以上監視を実施しております。違反の件数につきましては、28年度の実績が0件で、中間目標を達成できています。平成29年度の中間実績は、現在のところ監視率95.9%、違反の件数は0件となっています。今後も特定動物飼養施設に対し、立入検査を実施し、動物による人の生命や財産に対する被害の防止に努めてまいります。

最後に動物取扱責任者研修事業の説明を行います。動物取扱責任者を対象とした研修を、県と中核市で実施しています。この研修の開催の回数、受講率について、平成28年度は、開催の回数が10回、受講率が94.9%でした。平成29年度の中間実績ですが、こちらは動物ボランティアの養成講習会と同様、例年1月以降に研修を実施しておりますので、中間実績としてはそれぞれ0回、0%としています。こちらの研修は動物取扱責任者に年1回以上、受講が義務付けられておりますので、未受講者がないように受講を促して動物取扱責任者に対して必要な知識を提供していきたいと考えております。

以上で、平成28年度の事業実績とその評価、平成29年度の中間実績と今後の施策の方向性について説明を終わらせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。

(座長)

福島県動物愛護管理推進計画について、委員の方々から御意見等を諮りたいと思います。全体にというより一つずつ検討していきたいと思います。

まず飼い犬等のしつけ方教室について委員の方々から御発言をお願いいたします。

(中田委員)

確認をしたいのですが、飼い犬のしつけ方教室で資料の2の猫の飼い方講習を一度動物愛護センターで行っているようですが、どういう広報をしているのか教えていただきたい。

(事務局)

資料1の28年度分の実績では猫の講習会ということで県北と県中で1回ずつ実施しています。こちらは猫の飼い方講習を行うことをあらかじめ広報した上での開催となっています。平成29年度動物愛護センターで実施した飼い方講習会につきましては、住民の方から依頼を受けて犬の飼い方教室と猫の飼い方講習を併せて実施したものです。

この事業につきましては郡山市でも行っておりますので、郡山市からも説明をお願いいたします。

(郡山市)

郡山市では、広報としまして平成28年度、平成29年度ともに市内で開業されている動物病院、市内の主な動物販売業者に対して広報を行っています。

(中田委員)

動物愛護センターの猫の飼い方講習については動物愛護センターが自主的に行っているのではなく、市町村の方々から依頼があった場合に講習するといった仕組みですか。

(事務局)

予め計画を立てて日時場所を決めてアナウンスする場合と、住民の方からの要望を受けて、いわゆる出張講座という形で実施するものがあります。

(中田委員)

各市町村から動物愛護センターに飼い方の講習会をして欲しいと要望があれば、愛護センターに申し込むのですか。

(事務局)

住民の方の代表や市町村の動物担当の方から連絡が入って実施するようなこともあります。

(中田委員)

広報については私どももよく知っています。どういう形で実施しているかは知っていますが、猫については数値を見てもこれから改善が必要であると思います。

今後の課題となっていくと思われませんが、今後は愛護センターが主体となっていくのですか。

(事務局)

動物愛護センターが主体となっていくことを考えています。

(事務局)

補足いたします。猫の飼い方に特化した話ですが、県の事業の名称を見ていただくとおわかりいただけると思いますが、「飼い犬等のしつけ方教室」となっており、通常の犬のしつけ方教室の中に猫の情報も盛り込んでおります。中田委員がおっしゃりたいことは、猫単独の講習会についてのあり方ではないかと思われませんが、犬のしつけ方教室に併せて、猫についても情報をお知らせしております。その他、今後は委員の先生方の御意見を参考としながら、猫単独の講習会の開催を行うなど、需要と供給のバランスをみながら方向性を検討していきたいと考えております。

(山崎委員)

広報というところですが、今FMポコさんで毎日譲渡に関する情報を流して下さっています。それに併せて飼い犬のしつけ方教室がありますという広報もしてくださっているので、そういうラジオ等の利用というのは今後も続けていただけるといいと思います。それと、平日なので、出たいけど出られないという声もよく聞くので、年に1回くらい、土曜日等の開催も検討していただけると、受講者の数が増えるのではないかなと思います。

(座長)

ありがとうございます。これについて、私からもお聞きしたいのですが、動物愛護センターを中心にという考えからすると、今までは各保健福祉事務所で開催ということが多かったように思いますが、県北、県中、県南一緒になって動物愛護センターを活用できるよ

うな利用の仕方というのは、県が考えていらっしゃるのかどうか。今までは県北、県中、県南のそれぞれでしつけ方教室を実施して、それも今後実施するだろうと思いますが、動物愛護センターを利用するという考えはありますか。

(事務局)

その件につきましては、サービスの低下を防ぐために出張サービスを実施しております。今後も、出張し、その場に出向いての出前講座の実施を考えております。

(座長)

それでは続きまして、動物愛護管理強化対策事業について、委員の方から御発言をお願いします。

(中田委員)

代表指標の狂犬病予防注射実施率の中の平成30年度の間目標が100%になっていますが、29年度の実施率は、75%よりちょっと上がったのですね、75.2%でしたでしょうか。そうすると、30年度というと既にもう、今年の4月1日からですが、100%について施策みたいの何かあるのでしょうか。なかなか100%という数値は難しいのではないかと思います。気持ちとして100という数字にしたいということはよくわかりますが、実際には達成可能なパーセンテージにしておいた方がいいのではないかと思うのですがいかがですか。

(事務局)

狂犬病予防注射の実施ですが、犬の飼い主に義務付けられているものなので、目標として100%に設定しています。

(中田委員)

そうすると、やっぱり100%に持っていくためにはどうしたらいいかという、具体的な施策を考えなくちゃいけないですね。

(事務局)

地道な話ですが、市町村に畜犬登録台帳の整理をしていただくこと。また、県としましては、飼い主に犬の登録や注射の実施を促すための啓発をしていくこと、加えて、注射の実務を担われている獣医師会にも御協力をいただいて積極的に推進していくことです。

(事務局)

補足ですが、実施率が90%を越えている都道府県の実例などを参考にしながら今後も注射実施率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えており、特に最近力を入れているのは、市町村の主管課長を集めた会議を年1回開催して、狂犬病の恐ろしさを再認識していただき、住民の方々の広報活動に役立てていただきたい。そういった地道な活動を続けていかないと、なかなか100には近づかないので、力を入れていきたいと考えています。

(座長)

これに関しては獣医師会もなんとか達成したいという気持ちです。今、事務局から説明があった90%以上という自治体に山形県が含まれています。山形県獣医師会は、市町村



から委託を受けて、登録や注射の全てを請け負っているため実施率が高いと考えています。福島県の場合は、獣医師会に各市町村から注射実施の依頼があつて実施するという状態です。各行政、市町村の担当の方が一生懸命やっているところは非常に実施率が高く、そうでもないところは実施率が低いという、温度差があります。

(中田委員)

郡山市の実施率はどれくらいですか。

(郡山市)

実施率は80%くらいです。中核市ですと、住んでいる方の住民票が分かるので、実際に移転されたときに、犬を飼っていれば一緒に説明をできたり、長く登録されている犬、例えば20才くらい以上の犬については、声かけをして、本当にその犬は生きていますかとか、もし亡くなっていけば死亡届の提出をお願いしたり、そういった一頭一頭細かいケアをしていかないと、なかなか、本当の犬の登録の数には近づかないと思います。

(中田委員)

やはり声かけをしないとだめということですね、大変な労力です。

(座長)

狂犬病予防に関しましては、先ほど、事務局の方から説明がありましたが、県も一緒になって、市町村の担当者にもっと、狂犬病予防の重要性というものを浸透していかないといけないと思います。今後も行政側と獣医師会側が協力し合って、目標の100%達成に向けて努力しなければならないと思います。

犬に予防接種を行うのはなぜかといえば、ヒトが罹患しないためであつて、ヒトが罹患したら助からないということをもっと周知、啓発、啓蒙していかないといけません。例えば、今小型犬を飼っていて、家から出さないのだから狂犬病にはならないから接種させないというような方もあり、それは違うよ、というお話をしたりします。県をはじめ我々獣医師会も周知、啓発は実施しているつもりですが、なんとか100%を達成したいというところではあります。

(佐藤委員)

現在、ホテル等でのトリミングの実施が流行っています。狂犬病の予防注射を打たないとシャンプーしてもらえないというお話があります。

(座長)

予防接種をしていないとお預かりできませんよということですね。それから、犬の捕獲頭数についても、年々減ってきています。野良犬が少なくなっているのも、実情かなと思いますが、段々少なくしていくのも大事なことです。では、強化対策事業については、よろしいでしょうか。犬及び猫の引取り事業に関しては、御意見ありますか。これも、年々犬に関しては減っていますが、猫はなかなか減らないという現状です。これをどう減らしていくか。動物愛護センターに寄ってみると猫もやはり多いですが、譲渡も多いという話を聞いております。猫ブームということもあります。逆に、動物愛護センターが猫の引

取り屋になっているという状況もあるのかなと思います。獣医師会も、事業の中に避妊や去勢に対する助成もしながら、引取りが少なくなるよう対策はしていますが、これは減らしていかないといけないと思っています。県では、施策は何かありますか。

(事務局)

行政が引取っている猫のうち、所有者不明の子猫が猫の引取り総数の65%を占めております。県としては、所有者不明の猫の問題について、今後、住民の方々に猫の適正な飼養について啓発を図っていく必要があると考えています。犬等のしつけ方教室の中でお話しました猫の飼い方講習については、そういった考えに基づいて、県や中核市で事業を実施しています。その他、猫の適正飼養について、住民の方々の求めに応じてチラシを御提供する、御相談があれば、その都度応じています。地道な取り組みを通じて対処していきたいと考えています。

(座長)

ありがとうございました。殺処分数の削減のために県全体として、もっと譲渡会の回数を増やすことができるのでしょうか。29年度は何回くらい譲渡会を実施していますか。

(事務局)

動物愛護センターで譲渡会として開催した回数が5回です。譲渡会以外にも、センターの開所している期間については、住民の方から譲渡の申し込みをお受けしたり、動物のマッチングを行ったり、引き渡しを行ったりしています。4月以降のセンターの事業の実施状況をみますと、譲渡会で新しい飼い主さんに譲渡する実績に比べ、平日や土曜日に猫の譲渡を行った実績のほうが大きいです。動物愛護センターは、祝日でなければ土曜日開所しています。先ほど、山崎委員からもお話がありましたが、一般の住民の方がお休みの日に、譲渡の機会があると譲渡につながる件数が多いと分かっておりますので、県としては、動物愛護センターは、土曜日に開所していることを住民の方々に周知していきたいと考えています。

(座長)

ありがとうございます。

(山崎委員)

譲渡事業の、犬の殺処分数の最終目標のところですが、実績よりも頭数が多くなっています。平成28年も131頭で、平成29年が111頭ですので、実績に合わせて、もっと低い目標でもよいのではと思います。

(事務局)

ありがとうございます。山崎委員のおっしゃることはごもっともで、来年度、国の指針が示されて、その指針を受けて、全体的に見直しをしますので、その時点で数字を改めていきたいと考えています。先ほど座長からお話のありました、県の譲渡のシステムについて御説明しますと、動物愛護センターのホームページで、譲渡対象の犬や猫を公開しています。受付は毎日です。毎日、譲渡を実施している感覚でいます。その他、センターをう

まく使ってというお話でしたが、それについては先ほどの説明のとおり、4月、6月、9月、12月にこれまで譲渡会を4回行いました。最初の会はかなりの来場者数でしたが、なかなかその後が続きませんでした。冬期間であったこともありましたが、なかなか来場者が増えず、それよりは平日の一般的なホームページを見てのマッチングの実施数が多かったため、今後はそのあたりを検討していきたいと思っています。

(座長)

一つの意見としては、せっかくセンターに「ハピまる」という名前をつけたので、センターをもっと知ってもらい意味で実施されてもよいのではというところだと思います。回数が問題でないのは確かですが、できればそこをPRしていただければと思います。譲渡回数については、いわき、郡山の譲渡の頻度を教えていただけますか。

(郡山市)

郡山市は、譲渡会は5月から11月に、いつも月末の土曜日か日曜日に実施しています。あとは、県と同様に、通常の業務時間内であればマッチングして譲渡を実施しています。

(いわき市)

いわき市は、譲渡会という形はとっておりません。日々譲渡は受付しております。

(座長)

ありがとうございました。譲渡に関して委員から御意見がなければ、次の、動物愛護ボランティア養成講習会あるいは動物愛護ボランティア登録について、御意見はありませんか。

(山崎委員)

ボランティアの資質向上や啓蒙のためという講習会を開いていただくのはとてもいい事ではと思いました。動物愛護のボランティアとはどういうものなのか、なにが求められているのか、きちんと講習していただいたり、勉強会を開催していただけるといいかなと思います。また、福島市が中核市になることもありますが、いわき市や郡山市でボランティアをしている団体との接点がなかなかないので、情報交換を行ってみたいと考えており、そういうつながり等も、御検討いただければと思いました。

(座長)

受講者数が年々減っていることは今後の課題だと思いますので、県も受講者数が増えるような施策をしていただきたいと思います。ボランティアに関してそのほか、どうでしょうか。なければ次の、小学校への獣医師派遣事業に関して御意見はありませんか。

(山崎委員)

いわき市と郡山市は、小学校への獣医師派遣は行ってらっしゃるんですか。

(郡山市)

郡山市では行っておりません。

(いわき市)

いわき市も同じです。

(山崎委員)

ボランティア活動をさせていただいて、小学校の獣医師派遣事業は本当に児童のためにすごく役に立っていると思います。県の獣医師さんの指導がすごく良くて、命を見つめて自分も大切にしましょうっていうまとめ方をしてくださるので、生徒さんはもちろんのこと、学校の先生方もすごく感動されていらっしゃるの、これはぜひ継続していただきたいと思っています。

(座長)

獣医師の派遣事業は、保健所の獣医師が行っている事業ですね。

(事務局)

はい。平成28年度まではそれぞれの保健福祉事務所で行っておりました。今年度からは、体制が変わり、動物愛護センターあるいはセンター会津支所、相双支所の職員が小学校から要望を伺い、内容を調整したうえで実施しています。

(座長)

この事業については、獣医師会にも、各支部の獣医師から、県で実施している獣医師派遣とは別に、同様な事業を作ってくれないかという要望があります。具体は決めてないですが、私個人も獣医師会の事業として一つ挑むべきかなと考えています。山崎さんがおっしゃったように、やはり、子供達に対して動物の命の大切さを、教育の一つとして伝えていくことは大事だと思います。もしかすると獣医師会から、この事業について何うかもしれませんので、その際は教えていただきたいと思います。この事業はこれからもぜひ、継続してやっていただきたい事業だと思いますのでよろしくお願いします。

(山崎委員)

動物愛護教育ということで、「ハピまる」をもう少し活用されて、出前講座だけではなくて、子供達がそこに行って学ぶこと、実際の動物愛護センターの様子を見る機会なども作っていただくといいのではと思いました。私は保育園に勤務していますが、保育園でも体験活動を実施しており中学生や小学生も来ます。実際に見て体験するというのがすごく大切だと思うので、ハピまるもまた、新たな方法の検討をしていただきたいと思いました。

(座長)

そうですね。ぜひお願いしたいと思います。次ですが、動物取扱業者あるいは監視指導につきまして、御意見を諮りたいと思います。なければ、私からちょっと、資料1の動物取扱業者について、御説明をお願いします。

(事務局)

動物取扱業は現在のところ2つの分類があります。1つは第一種動物取扱業で、営利を目的に動物を取り扱います。販売、展示、それから保管、この3つ種別の登録の件数が大半を占めております。それ以外に訓練、あるいは貸し出し、それから譲り受け、オークションという種別もございます。もう1つの第二種動物取扱業につきましては、営利性を持たないで飼養管理を行っている業者です。種別は、第一種動物取扱業とそれほど違いはあ

りませんが、若干少なく、合計5つの種類になっております。

(座長)

ありがとうございます。委員の方々からこれに関して御意見はありますでしょうか。なければ、動物愛護管理推進計画の一部改正に移らせていただきます。では、説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料3と、福島県動物愛護管理推進計画の資料を御覧ください。福島県の動物愛護管理推進計画につきましては、国の動物愛護法の改正のタイミングに連動する形で、おおよそ5年おきに改正をしています。その際は内容を大きく見直すこととなりますので、広く住民の方から御意見を伺ったうえで改正を行いますが、今回の改正につきましては、平成29年4月から、福島県の動物愛護管理業務の体制が大きく変わり、動物愛護センターが開所して、会津地区と相双地区においては支所を開設する形になりましたので、それに伴う文言の修正を行っております。また、来年4月1日には福島市が中核市になり、動物愛護行政を実際に担う自治体になることから、計画の対象地域に福島市を加えております。

(座長)

ありがとうございます。文言を少し修正したということですか。

(事務局)

はい。

(座長)

委員の方から御意見はありますか。特になければ、3番目のその他について、委員の方から、御意見はありますか。

(中山委員)

再確認ですが、小学校の獣医師派遣事業について、この対象は1年生から6年生までですか。

(事務局)

対象者は、様々です。学校飼育動物を飼われているような場合ですと、飼育委員会に所属している児童さんが対象になります。その場合は特定の学年に偏らず、低学年から高学年のお子さんを交えた内容になります。それから、1年生2年生、あるいは3年生といった特定の学年の、学年全体で行うような形態もあります。クラス数が多く、児童数が多いような学年では、複数回に分けて実施するということがありますし、複合学級ではないですけれども1年生2年生、複数クラスまとめて行うようなところもあります。対象や内容については、実際に要望があった小学校とのやりとりで調整しています。

(中山委員)

対象としては1年生から6年生まで、全学年対象ということですね。

(事務局)

はい。学校の要望に応じて、講習の内容を変えながら実施しています。

(中山委員)

なぜ聞いたかという、今のいくつかの学校を見ても、低学年を対象にしている学校が多いような気がします。やはりそういう傾向でしょうか。1年生から3年生くらいまで、というのを対象にしている学校が多いと思いますが。

(事務局)

そうですね、実績でみますとやはり低学年での開催回数が多いですね。

(中山委員)

これは、その地域にもよると思いますが、学校の方針で入れているということですか。

(事務局)

あくまでも学校の学習プログラムの中で要望に応じて、行うことになっています。

(中山委員)

わかりました。

(事務局)

補足して、説明いたします。小学校への獣医師派遣事業の始まりのところから説明すると、話はわかりやすいと思います。県の小学校への獣医師派遣事業は平成11年度から行っております。県でこの施策が始まったきっかけは、他の県で学校飼育動物のうさぎが繁殖し、担当の先生が困り、これを生き埋めにするという非常に悲しい事故があったからです。同様事例を起こさないようにするべく、小学校の、いわゆるスクールペットの管理と併せて、動物の愛護と適正飼養の話をしましょうというところから始まりました。当初は飼育委員会の、高学年の方が多かったのですが、だんだんとインフルエンザ等の影響もあり、各小学校でペットを飼うことが少なくなるという傾向もあって、平成17年度から『命の教育』というカリキュラムに変えました。学校側には選択式の実施内容を示しておりますので、それに見合った授業内容を先生が選んで、我々に依頼があるので、最近は低学年の方も多い状況です。

(中山委員)

わかりました。

(座長)

この推進計画には平成26年3月からとありますが、今後、環境省から示される指針を基にして再度作成される資料であるということでもよろしいですか。

(事務局)

この管理推進計画につきましては、当初は平成20年から30年の10年の計画でしたが、平成25年に動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が示され、これを受けて平成26年に一度見直しをしたところです。国は5年に一度、指針を見直すことになっており、その見直しの時期が平成30年度にあたっておりますので、その告示を受けて、その内容に合うような形で内容を変えていくこととなります。

(座長)

獣医師会側も、環境省の見直しによっては獣医師会としての活動内容が変わってくるので、県の推進計画については大変気になるところです。その他、委員の方から質問等ありませんか。なければ、今日の懇談会はこれで、締めさせていただきたいと思います。不慣れな座長をさせていただきました申し訳ございませんでした。

(司会)

浦山委員、おつかれさまでした。本日の議事は無事全て終了いたしました。これをもちまして平成29年度福島県動物愛護推進懇談会を終了いたします。皆様方、本日はありがとうございました。